

食糧問題に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年五月二十八日

板野勝次

參議院議長 松平恒雄殿

昭和廿三年六月五日

食糧問題に関する質問主意書

一、現在、全國各農村において、高率な稅金、不当な供出割当等のため耕作放棄の現象が起き、増産はあらか、必ず必ず減產の一途をたどるのみである。政府は右に關し如何なる打開策を有するか、又次の件につき全國及び各府縣別の確実なる統計

(イ) 作付の轉換 (ロ) 小作地の返上 (ハ) 解放地の不買 (ニ) 耕作放棄

一、農家が、超過供出の結果、飯米の欠乏を余儀なくされ、還元配給の申請が相當あると思う。還元配給申請の全國及び各府縣別の最近の確実なる統計と、政府のこれに対する配給予定量、各府縣別の必要量及び還元配給申請農家に対する対策如何。

一、二十三年度における食糧需給計画如何。